

清風会	あびこ未来	公明党	新緑政会	政策グループあびこ
<p><b>●前文</b></p> <p>我孫子市は歴史文化や自然の豊かさに恵まれ、最初に目指した市のかたちを「田園教育文化都市」と定め、以来その精神によって市政が運営され、それを礎に進取の精神のもと議会改革に取り組んできた。</p> <p>平成12年に地方分権1括法案法の施行に伴い自治体の役割、責任が拡大されその責務は、より重要性を増している。</p> <p>我孫子市議会と我孫子市長は共に選挙で選ばれ、「立法機関」であり「事務執行の監視機関」である市議会と、執行機関である市長は、共に市民の負託に応える責務を負っているが、特に議会に求められているのは2つ機能だけでなく、住民参加型と議員間で議論する場のあるアクティブな議会です。</p> <p>市民からの信頼に応えるため積極的に情報を公開し、合議機関としての機能を発揮して政策立案、提言を行い、解りやすい議会でより多くの市民の参加が出来る条件を整えていかねばならない。</p> <p>議員は「寛容と品格」を備え、「資質の向上」を図り全体の奉仕者としての自覚を持って「政治倫理」に徹し、「誠実、公正」に議会活動に取り組み市民の信頼を得なければならない。</p> <p>議会は2元代表制の趣旨を踏まえ常に緊張感を持って真摯に向かい合い議論をし、最善の意志決定をせねばならない。</p> <p>そのために規範となる幹であり、基盤としての議会基本条例を定めるものである。</p>	<p><b>●前文、目的・定義</b></p> <p><b>1 基本理念の重要性</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基本条例を策定する場合、前文に基本理念を入れるとするならば、前文がきわめて重要である。我孫子市議会が置かれている現実の課題から議論を出発して、その課題にどのような答えを出そうとしているかを、明確に示す必要がある。基本理念こそが、基本条例の生命線であり、十分な現状把握と分析を行い、今という時代の要請と我孫子市議会の要請を汲み上げた普遍的な理念としなければならない。</li> </ul> <p><b>2 目的規定は最期に</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>目的規定は条例の土台になる部分だが、最期の段階で作られるものと考えている。なぜなら、課題の設定段階や立法事実の段階で目的が十分に議論されていることが前提である。課題について十分な議論がされていないのではない。全体の条文を組み立ててから過不足なく、目的規定を考えていくべきである。そのほうが効率的だと考える。</li> </ul> <p><b>3 作文条例にするな</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>議会改革・政策部分を十分に検討せずに、いきなり先進事例の条例の切り貼りなどによって、個々の条文検討からスタートさせてしまうと、議会基本条例の各条文それ自体は、最初の段階では当たり前の内容に感じるため、いわゆる作文条例が出来上がってしまうという恐れがある。それでよいのか、疑問である。</li> </ul> <p><b>4 市民委員の参画(含む議会全体でのすすめ方)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>議会基本条例を策定する基本手順は、まずは議会改革特別委員会で議会改革を政策としてとらえて、政策課題の整理・検討、その政策実現方法として議会基本条例を位置づけるべきである。議会基本条例の策定にあたっては議員だけで構成する議会改革特別委員会ではなく、議会が将来に向けて市民との新たな信頼関係を築いていくものが議会基本条例であるから、市民委員の参画が必要ではないか。また、議長と副議長も同時に参加して作成していくことや節々では議員全員協議会との間でフィードバックしながら議会全体でつくりあげる形をとっていくべきである。</li> </ul> <p><b>結論【あびこ未来】会派としての意見持ち寄り</b></p> <p>今回、あびこ未来は前文・目的・定義の具体的なタタキ台は用意できなかったが、今後の議会改革特別委員会として議会基本条例を策定していくプロセス、手法について意見を述べさせていただいた。</p> <p>議会改革を政策としてとらえ、検討事項を踏まえつつ、解決のツールを探っていく方法である。条例を作文に終わらせることなく、真に有効な議会基本条例にしていく過程こそが最も重要である。</p>	<p><b>●前文</b></p> <p>平成12年の地方分権一括法の施行により、国と地方の役割分担が制度上明確にされ、地方公共団体の自己決定権が拡大するとともに自己責任の原則が徹底されることになった。今後、住民に最も身近で基礎的な自治体である市町村の自治権を拡充し、生活者の視点に立った「地方政治」に近づけていくことが求められている。</p> <p>日本国憲法に基づく二元代表制の下で、我孫子市民の負託を受けた市長と議会は、市民から寄せられた期待と信頼に応えるため、市長は執行機関の長として、議会は合議制の議事機関として、それぞれの異なる特性を活かしながら、時に異なる議論を重ね、時に協力し合いながら、我孫子市民全体の福祉の向上と地域社会の活力ある発展を目指していく使命が課せられている。</p> <p>地方主体の時代を迎えるにあたり、議会はこれまで以上に監視、調査、政策立案及び立法の機能強化が求められているとともに、より一層の市民に開かれた議会の実現を目指さなければならない。また、議会は市民の多様な意見の掌握に努め、常に市民との対話を続ける中で、市民の声を汲み取りながら、議員間の討議を重ね、市民に信頼される議会運営に努める必要がある。</p> <p>このような中で、市民の代表としての議会の今後のあり方を明確にし、議会機能の充実や、議会の活性化を進め、市民の負託に応えていくことを目指し、ここに我孫子市議会基本条例を制定する。</p>	<p><b>●前文</b></p> <p>二元代表制の一翼をになう、我孫子市議会は広く、そして迅速な民意の集約、決定を旨とし、開かれた主権基礎自治体我孫子市を体現する為、その礎として、我孫子市議会自らが議員総意のもと、そのガイドラインをここに明らかにするものである。</p>	<p><b>●前文</b></p> <p>【キーワード】…盛り込みたい文言</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方分権一括法の施行（地方分権の進展）</li> <li>なぜ議会改革が必要なのか？</li> <li>情報共有と市民参加</li> <li>徹底した議論、政策立案、政策提言</li> <li>二元代表制</li> </ul> <p>① 地方分権一括法の施行による機関委任事務の廃止により、地方自治体は、自立した地方政府として、自己決定・自己責任の下で、全ての事務を決定することになり、それらの事務に対する自治体議会（以下、「議会」という。）の権限が強化された結果として、議会の果たすべき役割および責務は益々大きいものとなった。</p> <p>② この間、我孫子市議会は、議会運営の活性化と開かれた議会を目指し、進取実践の考えに基づき、数々の議会改革に取り組んできたが、我孫子市を取り巻く社会および経済環境は、日々大きく、かつ急速に変化し続けている。</p> <p>③ 我孫子市を激動の時代に対応する自立した持続可能な自治体としていくためには、二元代表制の一翼を担う本市の意思決定機関である議会は、絶えざる自己変革をして行かなければならない。</p> <p>④ そもそも議会は、主権者である市民の意思を代理・代弁・代表する合議制の機関であるため、市民に開かれた議会でなければならず、市民との情報共有および市民参加の徹底は必要不可欠であると共に、益々その重要性を増している。また、議会は、議員間の討議を活性化することにより、論点や課題を明らかにし、かつ議論を尽くした上で多様な意見を集約し、政策立案や政策提言を積極的に行わなければならない。</p> <p>⑤ 我孫子市議会および議員は、不断の議会改革を重ね、自立した持続可能な我孫子市の確立と、市民の負託に全力で応えていくことを決意し、ここに我孫子市議会基本条例を制定する。</p>
<p><b>●目的</b></p> <p>直接市民から選ばれた、市民の代表である議員のあるべき姿の基本を定め、議会の活性化と、開かれた議会と、倫理観のある質の高い議会を目標のもと、基本構想が目指す我孫子らしさのあるまちづくりで、市政の発展に寄与することを目的とする。</p>	<p><b>●目的</b></p> <p>この条例は、地方自治の本旨に基づき、この条例は、地方自治の本旨に基づき、</p> <p>① 議会および議員の活動原則等の基本的事項を定めることにより、</p> <p>② 議会の活性化を図り、市民の負託に応え</p> <p>③ 市政の発展ならびに市民生活および福祉の向上への寄与すること</p>	<p><b>●総則 第1章（目的）</b></p> <p>第1条 この条例は、地方自治法の本旨に基づき、議員活動および議会活動の原則を定めるとともに、議会運営における基本的事項を定めることにより、市民の負託に応え、住民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。</p>	<p><b>●目的</b></p> <p>本条例は、我孫子市議会の基本理念や議会運営上の基本的事項を定め、地域主権の時代にふさわしい、地域に活力があふれる未来都市我孫子の発展に寄与するものであると同時に、広く市民の負託に迅速に応え、市民の幸せ、福祉の向上にも大きな役割を果たす事をめざすものである。</p>	<p><b>●目的</b></p> <p>この条例は、地方自治の本旨に基づき、</p> <p>① 議会および議員の活動原則等の基本的事項を定めることにより、</p> <p>② 議会の活性化を図り、市民の負託に応え</p> <p>③ 市政の発展ならびに市民生活および福祉の向上への寄与すること</p>